

3. 企業年金分野

企業年金(1)	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和
規制の現状	<p>脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が1カ月以上3年以下となっている。</p> <p>60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件に限られている。</p>
要望内容	<p>脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである(死亡・高度障害以外の事由および少額の脱退一時金を容認すべきである)。</p> <p>60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>加入年数が3年超だが、比較的短い期間の加入員が退職して専業主婦となった場合、現行の要件では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者にとどまるため、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する。</p> <p>加入員の想定を超えたりリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。</p> <p>現行の要件は制度普及の阻害要因の一つにもなっており、利便性の向上により制度普及にも資することになる。</p>
根拠法令等	<p>確定拠出年金法第28条、第33条 確定拠出年金法附則第3条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(2)	確定拠出年金の加入対象者の拡大
規制の現状	確定拠出年金では、専業主婦、公務員の加入が認められていない。
要望内容	確定拠出年金において、個人型への専業主婦、公務員の加入を認めるべきである。
要望理由	制度に加入できない者が存在すると、確定拠出年金のポータビリティが十分なものとはならないため。専業主婦、公務員の加入を認めることで、制度普及が図られ、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与する。
根拠法令等	確定拠出年金法第2条、第9条、第62条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(3)	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ【新規】
規制の現状	企業型確定拠出年金については、企業年金に加入していない場合、月額36,000円 企業年金に加入している場合、月額18,000円であり、個人型確定拠出年金については、自営業者の場合、月額68,000円 企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額15,000円となっている。
要望内容	拠出限度額を大幅に引上げるべきである。
要望理由	<p>確定拠出年金における掛金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引上げるべきである。利便性の向上により制度普及に資することになる。</p> <p>また、企業会計においては、本制度の導入により、退職給付引当不足等の財務体質が悪化する要素から開放される。さらには、成果主義的要素を反映させることもできる。</p>
根拠法令等	<p>確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(4)	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認【新規】
規制の現状	現在、企業型確定拠出年金の実施時は、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。
要望内容	事業主の拠出に加えて本人拠出ができるようにすべきである。
要望理由	<p>確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが求められる。事業主の拠出に加えて本人拠出ができるようにすべきである。</p> <p>利便性の向上により制度普及にも資することになる。</p>
根拠法令等	確定拠出年金法第19条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(5)	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外【新規】
規制の現状	確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にはなっていない。
要望内容	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択した場合で、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとし、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。
要望理由	確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択肢に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが確定拠出年金制度を利用すると適用除外になっていない。 インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。
根拠法令等	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

企業年金(6)	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認
規制の現状	厚生年金基金の権利義務移転については、現状、適格年金や確定給付年金法に基づく基金型または規約型企業年金(以下、新年金)等他の年金制度からの移換受入れのみが可能であり、基金から他制度への移換は実施不可能となっている。
要望内容	厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務承継を可能とするよう認めるべきである。 なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金基金で裁定することを可能とすべきである。
要望理由	会社分割による新会社の設立や既存会社への吸収にあたっては、労働契約承継法を適用し労働条件等を承継することが通常であるが、事業所が企業年金間を移る場合、厚生年金基金間、確定給付企業年金間、確定給付企業年金から厚生年金基金への権利義務移転は可能だが、厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務移転ができないため、事業再編の制約となる。
根拠法令等	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(7)	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認
規制の現状	代行返上し、新型企業年金に移行した場合、基本部分の上乗せ部分については、一時金支給(清算)が認められていない。
要望内容	基本部分の上乗せ部分(いわゆる薄皮)等については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去分の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、給付減額の手続きを求めることなく、一律に一時金による清算を認めるべきである。
要望理由	<p>基本部分の上乗せ部分(いわゆる薄皮)や、在職老齢年金や雇用保険との併給調整等で基金の給付が厚生年金本体の給付を上回る部分については、例え選択による一時金給付の仕組みを設けるにせよ、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。</p> <p>特に、薄皮については、受給者等にとって年金として支給を続けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても必ずしも不当な扱いになるとは言えない。</p> <p>また、例えば在職老齢年金との併給調整についても、基金において受給者の就労状況等の実態を正確に把握することは困難であり、受給者の側でも給付請求を失念する可能性があり、一律一時金支給を行う方が結果として受給権の保護につながることになる。</p>
根拠法令等	厚生年金保険法第130条 確定給付企業年金法第29条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(8)	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の個別化の容認【新規】
規制の現状	<p>厚生年金基金の代行部分について、免除保険料率について上下限が設けられている。加えて、免除保険料率を算定する際の予定利率は5.5%とされており、また予定利率の引下げや死亡率の改善が行われた場合には、代行部分の給付債務について、受給者等を含め過去の期間に遡って積立不足が生じることになるが、免除保険料率にはこの不足分は含まれておらず、厚生年金基金に追加負担が生じる。最低責任準備金については、平成11年10月から凍結措置が取られている。</p>
要望内容	<p>厚生年金基金の代行部分について5.5%とされている予定利率は、厚生年金本体の想定利回りを加味した利率とするなどの見直しを行なうべきである。また、予定利率、死亡率の変更等による財政上の影響は、制度運営上の安定性を確保する観点から、個別基金の人員構成等の影響を免除保険料率に反映させ、更に上下限幅を拡大するなどの措置を講じ、個別基金の事情によらない負担を強くない免除保険料率の仕組みを導入すべきである。</p> <p>最低責任準備金の凍結解除後の取扱いについては、代行返上した基金と制度を継続している基金との間で不公平な取扱いとならないよう配慮した上で、年金財政の安定に向けた十分な準備期間を確保する観点から、可及的速やかに明示すべきである。</p>
要望理由	<p>厚生年金被保険者における、厚生年金基金加入員とそれ以外の者との負担の公平化を図るために求められる。また、厚生年金基金の解散等の主たる原因となる基金財政の悪化に歯止めをかけることで、公的年金を補完する厚生年金基金の普及・拡充に寄与することになる。</p>
根拠法令等	<p>厚生年金保険法附則第35条 厚生年金基金規則第32条の11 厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例(厚生労働省告示) 他</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(9)	厚生年金基金の代行返上資産の物納要件緩和【新規】
規制の現状	代行返上の認可を受けた厚生年金基金は、国へ移換する資産額を確定すべく記録突合作業中であるが、この作業には手間と時間が必要となっている。一方返上資産は現金のほかに国内株式と国内債券による物納が認められているが、物納の要件が厳しい上(国内株式では・TOPIXに連動・トラッキングエラー0.2%以下・構成銘柄がTOPIXの80%以上)、記録突合作業に時間が掛かるため、返上までの変動リスク回避のため基金は現金化を急いでいる。
要望内容	代行返上資産の物納要件を緩和するとともに、記録突合終了前の仮納付(概算納付)を認め、物納をしやすくすべきである。
要望理由	仮納付により返上資産の変動リスクが軽減でき、物納がしやすくなる。物納要件緩和により小規模基金でも物納が可能となる。物納が促進できれば基金にとり株式売却に伴う費用を節減できるほか、マーケットインパクトも軽減できる。また、株価の安定に寄与する。
根拠法令等	厚生年金保険法第114条 厚生年金保険法施行令第84条～第87条 厚生年金基金規則第132条、第133条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(10)	確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和
規制の現状	現状の制度では、給付引下げの認可基準が厳しいため、現行の運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならない。
要望内容	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとするべきである。
要望理由	運用環境の低迷が長期化する中で、事業主の負担が非常に大きくなってきている。本業である事業収益以上の穴埋め負担は本末転倒であり、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付引下げの意思決定ができる仕組みが求められる。
根拠法令等	確定給付企業年金法第5条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(11)	確定給付企業年金(老齢給付金)における支給要件の緩和【新規】
規制の現状	<p>50歳未満で退職(加入者資格を喪失)した年金受給権者については、60歳到達時まで年金の支給を開始することができない。</p> <p>なぜならば、当該対象者については、退職(資格喪失)という事象が50歳以上60歳未満の期間に発生したものではないため、60歳未満での支給開始要件を満足しないと解されるため。</p>
要望内容	<p>50歳未満で退職(加入者資格を喪失)した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>既に退職(加入者資格喪失)という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職(加入者資格喪失)という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得性が得られにくく、企業内における制度運営の観点からも、50歳以上退職者とのバランスで問題がある。</p> <p>また、ライフサイクル上の必要性等の観点からも、50歳未満退職者についても、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第36条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(12)	確定給付企業年金の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和【新規】
規制の現状	確定給付企業年金においても、決算時に財政検証を実施し、継続基準・非継続基準に抵触した場合には、掛金率の見直しや掛金の追加拠出等が義務づけられている。
要望内容	確定給付企業年金制度においても、厚生年金基金制度と同様の緩和措置を講ずるべきである。
要望理由	<p>積立不足の解消方法について、確定給付企業年金においては、回復計画の策定等厚生年金基金では実施可能な選択肢(より柔軟な対応)が認められていないなど、より厳しい基準となっている。</p> <p>3年連続マイナス運用という厳しい環境の中で、何とか企業年金を維持していかうとする基金や母体企業に対し、検証結果により更なる掛金拠出等を求めることは、かえって年金制度存続の道を絶つことに繋がる可能性がある。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第63条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(13)	会社分割による新会社や会社合併等における基金の 連合設立認可要件の緩和【新規】
規制の現状	労働契約承継法による分社会社等においては、分社後も従来の労働条件等を承継することが原則であり、企業年金制度においても何ら変わりがない中で、承継のための認可申請においては過度な手続きが必要となっている。
要望内容	労働契約承継法による基金の連合設立等に関する認可基準を緩和し、制度への継続加入について柔軟な対応ができるようにすべきである。 更に、事業所編入認可申請時の必要資料等を簡略化し、事務負担の低減に配慮すべきである。
要望理由	事業の分割・合併等が加速される中で、事業の分割・合併等の形態が多様化していること、企業間の資本関係についても、持ち株会社の介在等により直接的な関係とならないケースがあること、外資系企業との合併の場合では、制度の統一そのものが難しい場合も想定されること等から、事業再編等に対する制約ともなりかねないため。
根拠法令等	厚生年金保険法
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(14)	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し(新規)
規制の現状	受給者等の給付減額を行う場合には、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。
要望内容	給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。
要望理由	<p>退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当。</p> <p>現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。</p> <p>例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。</p> <p>したがって、制度を継続するため等、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法施行規則 厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課